

棒を入れ、全く破碎する迄に少くとも五度の振れを示す事、及び斷面は鼈鼠皮様組織と有する軟質のコーアを有し、鑪或は健碎せる工具鋼の斷面の如き硬質のケースを得しや否やを驗す可し。(The Iron Age. Nov. 1914)(丸、こ、)

◎加奈陀に於ける製鐵保護の一例 千九百十四年四月六日發令輸入稅率增加の内容左の如し

甲種貿易國 大英國及其殖民地

乙種貿易國 佛蘭西、白耳義及奧地利

丙種貿易國 合衆國、獨逸及其他諸國

鋼線 従來無稅なりしも新令に據れば甲種に對し每一噸

二弗二十五仙乙種及丙種國に對しては三弗五十仙を課す

建築用鋼材 甲種國に對し從來每一噸二弗なりしも之れを四弗に改め乙種國は二弗七十五仙より六弗とし丙種國に對しては三弗より七弗に改訂せり(DY生)

◎住友家の鐵鋼研究資金寄附 住友男爵家にて

は今回東北大學理科大學本多光太郎教授の從事せる鐵鋼合金並磁性研究を助くる爲め金二萬千圓を三箇年に分納寄附することとなりし由從來富豪の學校又は團體等に寄附せし例少なからずと雖教授其人の篤學に感し其研究を資くる爲め指定寄附したるものは今回を以て嚆矢とすべく極めて美舉と謂ふへし。

◎製鐵所第三期擴張案討議(衆議院) 政府が大正五年度追加豫算として二月一日衆議院に提出したる八幡製

鐵所擴張案は、大要本誌前號に記載したる如く、總額三千四百五十一萬圓を六箇年に分ちて支出し、大正五年度より擴張し始め、完成の上は約三十萬噸の生産高を増加せんとし、其財源は鐵價騰貴に本づく作業益金に仰ぐ案なるか、今日の場合製鐵促進に關して反對の意見を有するものは朝野共に一人も之れあるましく、只官業排斥官民共營建議案も出て、或は又擴張の方法に關し多少異議を唱ふるものもありたれども、結局大多數の賛成を得て二月十二日衆議院を通過したり、今其討議の要領を左に掲げん。

豫算委員會に於ける經過

豫算委員會は二月二日以後連日製鐵所擴張案に關し總會を開き、質問討議の末多少の希望條件を附し、全會一致を以て二月十日本案を可決せり。

河野農相及押川長官の原案說明 二月二日豫算委員總會に於て、膀頭河野農相は説明して曰く、時局發生以來鐵材料の輸入殆ど杜絶し、本邦の製造工業甚大の打撃を蒙り、鐵の供給は需要に對し甚たく權衡を失し、八幡製鐵所の第二期擴張完成後と雖、我邦鐵材需要額の四分一を充たすに過ぎず、由て政府は茲に製鐵所第三期擴張計畫を定め、大正五年度以降六年間の繼續事業として總經費三千四百五十一萬餘圓大正五年度追加として五百八十六萬九百五十圓を要求すと。次て押川長官之れを敷衍して經費の年度割、製品の種類等を説明し、其資源に關しては曰く、鐵價騰貴の爲四年度の純益金實に八百萬圓に達せり、五年度以降の益金も前數年の平均額より打算せしもの故其間多少の高低ありとも、益金見積額に缺失を來たすこと無かるへし云々。

吉植庄一郎氏質問 製鐵所の擴張は國民の熱望する所にて其緊急要務たるにも拘はらず、政府は何故に時局發生後空しく一年半を経過せしや、又其擴張規模の小なるは果して現下の要求を充たすに足ると思惟せるや、其製品の種類多岐に失す、製鐵所は供給無限なる大冶の鑛石に頼り兵器及原料品を迅

速多量に製出し、細かなる製品は之れを民間に一任し能はさるや、又た政府は只管に製鐵所益金の増加に努めず、船貨の暴騰を制限すると同一の趣意を以て、其製品の價格を制限し廉價に之れを供給する能はさるや。

農相長官の答辯 農相は右第一項に對し答へて曰く、製鐵所は軍器の獨立を主眼とし餘力を以て民間の需要に應する目的にて設立せられ、民間事業と相俟て國內の用に應するものなるか、目下鐵鋼の急需は一日も其閑却を許さざるに付き、國費多端の際、敢て其益金を財源として計畫を斷行せり、また最後の鐵價制限に關しては何等考慮せる所なし。次に押川長官は第二項及第三項に對し説明し、製鐵所の歴史及設備より考ふるも専ら粗製品の製造に從事すること困難なり、而して軍用鐵材需要年額は三萬噸、軌條及釘の需要額九萬噸なるか、鐵材の急要あればとて直ちに官民の製作分業を轉換する能はすと云ひ、尙吉植氏の此豫算を見るに依然精品工場に主力を注かんとするものゝ如し此點如何といふ再質問に對し、經費の内訳を細説して其然らざるを叙述せり。

其他の質問及答辯(初日に於ける) 問製鐵所の供給する鐵材の官民歩合如何、答約半々なり、而して鐵道院の需要は陸海軍の合計よりも多し、問本案の計畫は姑息ならずや、答漢治萍公司の原鐵供給關係、並現在製鐵所の敷地等を顧慮し、本計畫を以て適當とす、問漢治萍の供給不十分とあらは原鐵を朝鮮滿洲等に求めざるや、答現在に於ける製鐵所所要原鐵は遺憾ながら主として漢治萍に仰ぐの外なし、問鐵鑛に關し支那政府に交渉せしや、答調査はせしか交渉はせず、問鐵材の原料を外國に仰ぐ目的を以て、往々議會は七十萬圓の調査費を協賛したことあり其成行如何、答右は當初の目的を達すること不能となり、昨年の特別議會に於て厚板工場に流用することとなれり云々、とて機密に屬する部分は速記を止めたり。(第六日石井外相答辯參照)

右にて豫算委員會總會第一日を終り、尙ほ之れを分科會に移すことなく、其儘總會にて議することとなれり。

第二日(二月四日) 議員西村丹治郎氏主として原鐵供給量、作業種類、關稅等に關する點を質問し、小川平吉氏は漢治萍との契約に關する點を質問し後者に對しては石井外相之れに答辯せり。

西村氏問製鐵所所有の朝鮮及漢治萍の原鐵の割合如何、押川長官答本年度漢治萍契約高は二十五萬噸にして、此他に三萬噸の追加あり、朝鮮の分は二十萬噸なり、又漢治萍より銑鐵五萬噸を受くる契約あり、問朝鮮より尙多量

に取寄する能はさるや、答切望する所なるも目下品質上之れ以上を得ること困難なり、尙第三期擴張後は大治より約八十萬噸の鑛石を得る豫定なり、問現在の八百屋式作業を改めて官民分業の組織となす能はさるか、答絕對に不可能なるに非されとも、在來の製鐵所の組織は俄に官民の分業を許さるのみ、換言すれば收益を度外に置けば或は爲し能ふへし、要するに製鐵所は在來の方針を以て最も經濟的とす、問政府は一面製鐵所に獨占權を與へ、他の鐵業者も均需する所なり、問此鐵材急需の時期に際し、六箇年に亘る擴張計畫は餘りに悠長なり、短縮の方法なきか、答今回の擴張に際し各部技師の意見を徵したるに、如何に工事を急くも四年にては無理なり、五年を要すとの意見なりしか、財政上の都合にて尙一年を延はしたり、假令財政の許すも五箇年以内にては無理なり。

漢治萍との契約に關する質問 議員小川平吉氏問政府は鑛石の缺乏に關し、外交上何等かの手段を執れるや、若し漢治萍にて不足とあらば他に適當のものなきや、石井外相答漢治萍公司と我國資本家との間に其供給量に關し一定の契約あるは事實なり、若し之れにて供給不足し我國製鐵事業の發達を沮害するならば、外務當局は他の關係當局者と共に相當の方法を講ずへし、問漢治萍會社と我國資本家との關係を今少しく密接のものとなし能はさるか、答兩者の間に供給量に關する契約ありて此契約は多少伸縮し得へし、而かも今直ちに之れを變更すること難し、由て政府は其改善に努力すへし。斯くて政府は直接漢治萍より現在以上の原鐵を得る能はされとも、民間當業者が支那方面より鑛石を得んとするに對しては十分の助力を與ふへしとの意味此後も屢繰返されたり。

吉植氏問昨日長官は本員に對し今回擴張の規模小なるは鑛石の不足に本つと答へ、本日西村氏に對しては財政上許すも五年以内に擴張工事を完成する能はすと答辯せらる、兩者の間に矛盾なきか、押川長官答昨日吉植君の質問は生産能力に關することなりし故、現在の鑛石供給量にてはこれ以上の生産をなし能はずと述へたり、然るに今日西村君の質問は擴張工事完成時期如何といふ問題なりし故、五箇年以内には完成不能と答へたるなり。

擴張案は其量に於て本邦需要の増加に伴ふ能はず、而かも期限は六年といふ長期なり、八幡製鐵所擴張案としては相當とするも、本邦鐵鋼自給策としては是れ以外に民間製鐵業を扶植するか、或は官民共營とするか、兎に角根本方針を立てざるへからず、政府の執る方針如何といふに在れとも、這是餘り大問題なり、政府の意向は其れは後日に譲り、今は差當り八幡製鐵所の擴張案を議せられたしと云ふに止まる故、結局質問應答共に要領を得ざりしか如し。

根本策質問 西村丹治郎氏問前日押川長官の答辯は單に製鐵所の一支配人としての答辯にして、毫も我國製鐵事業の根本政策に觸れず、敢て問ふ河野農相は從來の八百屋的作業を罷め、國家全局より打算し、其事業の一部を民業に移し、之を官民分業の組織に改め、以て根本的に本邦製鐵業の發達を企圖する意思なきや、河野農相答本擴張計畫の姑息なりと非難せらるゝは、原料鑛石の不足と、財政上の關係に本つゝものなり、若しそれ組織を變更して官民共營或は官民分業を爲すの利害關係如何に至りては、目下調査中に屬し、未た政府の意思を發表する能はず。

益金關係より打算して年限短縮如何 議員高木正年氏問現在及將來の益金關係上、本案の年限を短縮する能はさるや、政府委員吉川雄輔氏（製鐵所理事）答大正五年度の益金大正元、二、三年の平均に二割の增收を見込み、大正六年度は鐵價の下落を豫想して五年度より七分を減し、大正七年度以降は五年度に比し一割減としたるものにて、此益金計算は萬々違算なきを信す。

再び根本問題に就て 議員山本悌二郎氏問現在本邦の鐵需要額は年額百二十萬噸なり、將來は更に増して百五十萬噸となり、二百萬噸となるへし、然るに本案にては製鐵所現在の產額三十萬噸を六年後に於て漸く六十萬噸に増すに過ぎず、斯る姑息の計畫にては到底我國鐵鋼需要の増進に伴ふこと能はざるへし、知らず今回擴張計畫は我國の鐵自給を目的としたるや否や、農相答製鐵所は心すしも我國鐵の自給を目的とせしものに非す、隨て本案は自給問題に關係なし。

これより山本氏は政府が何故擴張額を三十萬噸に限りしかを問ひ、鑛石供給量に本つくとなれば他に之を求むる方法を講すへきに非すや、若し資金不足の爲ならば公債を募集して其資に充つとも、製鐵所の組織を變更して官民合同出資となすとも、それそれ方法無きに非すやと說き、議員岡崎久次郎氏は製鐵所の能力六十萬噸以上は民業の發達に俟つ政府の意向なるか如し、然

らば其民業を保護獎勵する必要なきか、又た製鐵所が民業を壓迫する虞なきか等に付き頻りに質問したれども、前述の通り本擴張案の議事としては問題外に屬するか如く、政府側の答辯も頓と要領を得ざりし。

第四日（二月八日） は議員三土忠造氏の益金に本づく擴張資源の保證を求めたるのみにて、其後は懇談會となしたれば其内容を窺ふを得ざれとも、次日持上りし希望條件は其懇談會中に胚胎せり。

三士氏問大正四年度の益金は二百萬圓なり、五年度の本豫算に計上せし益金は五百萬圓にして、今回の追加益金五百萬圓なり、本豫算と追加豫算と提出期僅に一箇月を前後するのみ、此短期間に益金の見積り斯く大差違を生したる原因如何、吉川委員答四年度の益金少なきは三年度の豫算を踏襲したるに因る、昨年一月より七月迄の益金は前年に比し寧ろ減少の傾向あり、而して豫算は此間に編成せり、其後鐵價急騰し益金も隨て増加せる次第なり、而現在の鐵價を標準とし益金の增加を見込み之れを財源として擴張計畫を定むるは、他日一般會計に向て重大なる負擔を加ふる虞なきか、吉川委員答六年度以降の益金は漸次遞減し置きたれば、假令鐵價下落すとも豫算益金は決して減少せず、農相も亦た益金は六年度以降遞減せるを以て、其豫算額必ず違算なきを信すれども、萬一不足を生すればとて擴張計畫を中止すべきに非す、其節は大減當局に交渉し、一般會計に向て其財源を求むべく、一般財源にして之れに應ずる能はされば更に他の方法に由り飽迄此計畫を遂行すへしと断言せり。

第五日（二月九日） 前日の懇談會に於て各政派より特別委員七名を選び、守屋此助、岡崎久次郎、小林嘉平治、河崎助太郎、三土忠造、山本悌二郎、鈴木梅四郎氏と豫算委員長片岡直溫氏とを併せ八名にて種々協議の末、左の成案を作成せり、由て同日は之れを委員會に提出せり。

一、本擴張計畫は成るべく五箇年以内に完成あらんことを望む。
二、製鐵事業は半官半民又は民營に移すの目的を以て、官業整理の調査を迅速に進行せんことを望む。

三、製鐵所は成るべく多く民間鐵工業者に原料を供給するの目的を以て、本擴張費中製品工場及雜工費に割當てたる經費の幾分を減少し、之れを以て製銑工場及製鋼工場の經費を増加せんことを望む。

四、製鐵所は操業上成る可く民間鐵工業者に原料を供給し、以て斯業の發達を促進せられんことを望む。

右成案に對する政府の意見を求めるに、河野農相成案第一、五箇年に短縮の件は農商務當局も之れを希望す、唯財政上の關係もあり、直ちに委員會の希望に應ずる能はず、第三は技術及財源の關係上同意すること能はず、第四は出來るだけ委員會の希望に副ふ様に努むべしと答へたり、尙ほ吉植氏の今回の計畫に當り、民間の學識經驗あるものを集めてこれに諮問することをなさゝりし詰責的質問に對し、農相は製鐵事業獨立自給策の如き大問題ならば衆智を集めて調査研究する必要あれとも、今回の擴張計畫は此根本問題を解決する趣旨に非ず由て諮問せざりしと答へたり。

第六日（二月十日）過日の小川氏の質問に對する石井外相の答辯ありて直ちに討論に入り、成案を本案の附帶條件として可決せり。

石井外相、過日小川氏の質問に係る蘭領セレベス島の鐵鑛採掘問題に關しては一時交渉中絶したるも、政府は更に適當の時機を見て交渉を開始する考なり。

備討論に入り昨日の成案につき政府の意向を確む、河野農相答ふる所前日と異ならざれとも、第三の目的第四と同様成るへく多くの原料品を民間に供給するの希望に外ならざれば、政府は其希望に副ふ事に努むべしと述べ、西村氏の成案第四の民間に供給する鐵の原料は五萬噸なりやとの間に對し、噸數を明言することを避け、成る可く多量に供給すべしと答へ、これより各派の委員交々立て意見を述ふ。

鈴木梅四郎氏、成案第二は最も緊要事項にして、政府之れを斷行せざる限り、我製鐵事業の獨立を期し難し、由て第一乃至第四の希望條件を一括附帶して原案に賛成すべし。

賴母木桂吉氏、本邦製鐵事業の發達を期するには、現在の製鐵所を官民共營若くは民業に移すの外なし、由て此希望を付して政府案に賛成す。

三土忠造氏、本擴張案は姑息なれとも爲さざるに優る、若し根本的修正を加へんか、本期中不成立を來たす虞あるを以て、農相の成る可く多くの原料品を民間に供給すべしとの聲明に信を置き、多大の遺憾を以て本案に賛成す、但し成案第二の民業論は輕々に其利害を斷し難き故、右第二項を除き其他の條件を附せんと欲す。

岡崎久次郎氏製鐵所を民業に移す事は一に官業調査會の研究に俟つべきもの故、成案第二を除き其他の條件を附して賛成すべし。

山本悌次郎氏、予ば三土君の意見に賛成すると同時に一の希望條件を提出

せんとす、則ち帝國に於ける鐵の自給に關しては官營製鐵所の擴張のみを以て足れりとせず、由て政府は速かに之に對する根本政策を立て積極的に斯業發展を促進するの手段を執るべし。

河野農相、本邦製鐵業に關し政府に於て何等根本的政策無きか如く非難せらるゝは酷なり、政府は本擴張案を提出すると同時に、別に根本策に就き目下銳意調査中なり。

討論終結して採決の結果、鈴木、賴母木氏等の成案第二の民業論破れ、成案第一、第三、第四を希望條件とする說大多數を以て通過し、次に山本氏の製鐵事業根本策を樹立すべしとの說も、多數を以て附帶條件とすることゝなり、而して本案則ち大正五年度歲入出總豫算追加案、製鐵所第三期擴張費全部各派一致を以て政府案を可決したり。

衆議院本會議

二月十二日衆議院に於て本擴張案を附議せり。

豫算委員長片桐直溫氏の委員會審査報告　歐洲大戰以來鐵類の輸入減少して軍事上及造船其他鐵工業一般に打撃を受け、殊に近來輸入殆ど杜絕の有様となり、國防上に於ても懸念すべき狀態となれり、而して八幡製鐵所の產額は第二期擴張完成後と雖も三十一萬乃至三十五萬噸に過ぎず、一方民間の需要は百萬乃至百二十萬噸に達する有様なる故、政府は八幡製鐵所の第三期擴張を計畫し、落成の曉更に三十萬噸の產額を増し、以て需要の一部を充たさんとするものにして、其總費額三千四百五十一萬五千四百五十圓、之れを大正五年より大正十年に亘る六箇年度に分割支出するものなり、其内容及設備の概要を述ぶれば、大正五年度には第二期擴張工事も完成する都合なるか、同年度中更に要求する金額中最も急を要するものは、小銃の銃身及之れに附帶したる鋼及砲彈等陸軍の所用約二百萬圓、其他は一般民間の必要とする品物を製作せんとす、而して其量は大正六年以降毎年五萬噸づゝ増加し、大正十一年擴張工事完成後は現時に比し三十萬噸を增加せんとす、其設備の順序を述ぶれば最急なるば鋼にして、先づ造船材、建築材、橋梁材及鐵道貨車用を製作すべく現在の設備を擴張せんとし、また新たに鍛力の製造を開始すべく、薄板工場も擴張せんとす、是れか爲め熔鑛爐を一基設けんとし、其他給水、運輸、倉庫等の事も考慮して其完成を計畫せざるべからず、今其費額の年度割を示せば五年度五八六萬圓、六年度五八八萬圓、七年度四五九萬圓、八年度五七〇萬圓、九年度六四五萬圓、十年度六〇〇萬圓なり、而して其財

源は製鐵所の収益を充當せんとす、此算出の基礎を尋ねれば、大正元年より三年に至る間の鐵製品の價格を平均し、之れに二割を増したるものと土臺として計算したるか、大正六年度には鐵の價格七分位は下落すべく、大正七年には一割下落し、其後は居振りと見たるものなり政府の本案提出に關する意見大要右の如し。

之れに對し委員會に於ける質問及討議の要點を擧ぐれば、此計畫は大體何人も渴望する所にて異議ありとも見なされども、鐵の缺乏は歐洲大戰以來判明せる筈なるに、今頃本案を提出するは緩慢なり、加之完成後と雖總額六十萬乃至六十五萬噸にして、現今の需要にても其半に應する能はざるに、完成期にては其比例一層減退を示すべく、要するに姑息なる設計に非ざるかといふにあり、委員各自の發言それそれ異なれとも歸する所は右の數條に止まる、殊に質問の多かりしは、我國に於ける鐵の原料の產額又は將來所要の原料を何れの地に何れの方法を以て求めんとするか、といふことに對する政府の所信を確めんとすることなりしが、之れに對する政府の答辯は目下民間工業者と共に研究しつゝある所にして、何分相手のある事ゆへ明答し難しとて質問應答數十回、遂に委員と政府との間に一致點を發見する能はす、由て公式に懇談會を開き、委員中より更に各派の代表者を選み、隔意なき意見の交換をなせし末、政府の意思も通し委員の所説も政府の諒する所となれり。

之れより片岡氏は特別委員の希望條件四箇條に付き、委員と政府と交渉したる顛末を縷々説述し、最後に議決に至る成行を報告したれども、大要既掲

の分と同しければ之れを略す、これより討論に入る。

吉植庄一郎氏 本員は本案に對し非常に不満足なれとも萬已むを得ずして賛成すへし、現今我國鐵の需要額百三十萬噸に對し、製鐵所か僅に三十萬噸を供給するのみにて、輸入杜絶の今日八、九十萬の不足を告げつゝあるに、政府の計畫する所は大正六年度に至り漸く五萬噸を増す案にて、大正五年度には一頓も増加する能はず、則ち現下朝野一般に氣道はるゝ鐵の供給增進問題とは沒交渉なり、若しまた現下の問題に觸れすとも、將來我國鐵材の獨立自給の方針に近づく事を得るならは可なれとも、それも亦た不能なり、蓋し我國鐵材需要の増加率は少なく見て年々一割、多く見て二割五歩、假りに一割二歩五厘と見て、現今の年額百三十萬噸は大正十一年に二百萬噸となる、然るに本計畫は大正十一年に於て今より三十萬噸の增加、即ち總額六十萬噸に達せしめんとするものにて、其間の増差だけすら補足する能はざるものな

り、斯く當面の救濟、永久の政策、兩方面共に觸れず、唯姑息の計畫にして有は無に優ると云ふに止まる事は滿天下の輿論なり、殊に民間當業者に於ては造船協會其他の博士學士の最も斯道に經驗ある人々も、早く既に此問題に關し政府と交渉して應急策を樹てしめんとして熱心なる會合を催せるに非ずや、然るに政府はこれに耳を貸さるなり、東京商業會議所は斯業を獎勵するの決議を當局に進言せるに非すや、此等は實に絕好の機會を捉へたるものなり、然るに此機會を逸し、僅かに六十萬噸生産の計畫を立てゝ當面を糊塗せんとするは本員の默過する能はざる所なり、之れを政府に質せば政府は曰く、趣意は賛成なれとも財源無きを如何と、成程政府は財政の遺練に窮せらるならん、されど官營は絕對の問題に非す、或は民營、或は共同經營、或は公債募集、何なりとも其方策なきに困ます、又曰く原料無しと、然るに是又委員會に於て追究するに隨て絕對に原料無きに非ざることを發見したるは悦ぶへし、斯の如く資本の缺乏に非す、原料の不足に非す、技術の不熟練に非す、殊に斯道の大家が意見書を公にして、政府が六年間に費す三千何百萬圓の擴張費たけありても、五十萬噸の增加生産をなし得へしと言へるに非ずや、唯加工品に重きを置き、收益の增加を目的とし、其僅なる鐵を加工して賣出さんとする爲め、一箇の製鐵所經營法としては誠に宜しきを得たるものならんも、鐵の根本方針並に當面の應急策としては何等の効なしといふへし、我々委員は此意味に於て三箇條の希望條件を提出せり、此條件たるや豫算の成立に妨なく、仕事の進行に差支なき最小限度の註文なり、就中鐵の自給策に關し、官營製鐵所の擴張を以て滿足せず、鐵の根本政策を定めよとの希望は吾人の最も熱心に主張したる所にして、假令政府が過去に於て誤まれりとするも、今後此方針を遂行することを言明するならば、吾人は少しも懸念を要せざるなり、然るに當局大臣は與敷議員の質問に對してすら、拂然色を作し政府は無方針に非す、無政策に非すと辯し、而かも唯姑息なる擴張案を提出し、製鐵所の作業により益したる金を以て、其範圍の擴張をなさんとし、結局製鐵所本位、製鐵所自身の經營にして、政府として鐵の根本政策に關し手を下したる所全く無きに非すや、無經綸無政策に非ずして何ぞや、政府は全く鐵の問題に關して誠意を缺くものと謂ふべし。殊に遺憾とするは製鐵所の純益を計算すれば投資額に對し二割七步許りとなるに、政府は其利益を吸收する事を知つて、此利益を以て鐵價調節をなす考なき事なり、英獨諸國にても現に鐵、食料其他軍需品につき官民聯合の委員會を組織して調節の方

法を講せり、我國にても鐵の生産額を増加し國內の需要に應する方法なしとせば、政府は須らく製鐵所に命して鐵の分配を按排し、價格の暴騰を防ぐに於て相當の手段を執らざるへからず、由て本員は此點に付き當局大臣に質問したるに、何等の方法をも講せざることを言明せり、即ち政府は政府自身に收益さへあれば宜しいふか如き態度を執れるなり、之れ全く國民に重稅を課すると同一なり、何となれば鐵は工業者のみならず國民一般に使用するものにして、一枚の鍋一本の釘を買ふにも其價格三倍四倍し、而して其鍵を握るものは政府なるを以て、政府に於て調節の方法を講せざる以上は其奔騰際限なきなり、由て吾人は政府の氣附かざる根本的政策を樹立することを希望として提出したるに、政府が之れを容るゝに咎なるは何故ぞや。今回の戰亂發生以來供給杜絶して價格暴騰せるものは他にも多々あり、例へば染料の如きも戰後直に騰貴せり、然るに政府は其當時に於て何の施設する所なく、昨今に及び僅かに一會社を設立して徒らに株主をして権利株にて私腹を肥さしめたるに止まり、又紙の騰貴に付ても同様雲煙過眼に附せり。此戰局に付ては船價の暴騰となり、運賃の暴騰となり、各種物價に大變動を來せり、されば政府として當然官民の智識を集めて調査研究せざるへからざるに、茫然何の施爲する所なく、唯官營製鐵所の働きを以て儲からん限り儲けんとする案を提出して當面を糊塗せんとす、政府は屢々官營に移すと聲明し乍ら、保險官營案を提出し、滿洲銀行日支銀行案、何れも半官半民の官僚的銀行を設立せんとす、吾人は斯の如く支離滅裂何等の政策なく何等の經綸なく、此千載一遇の好機を看過せんとするを見て、更に現内閣に向て速に最後の忠告條件たる、鐵の根本政策を立て以て此當面の急を救ひ永遠の計を爲さんことを勧告するものなり。

鈴木梅四郎氏 本員は本案に賛成す、されど本員等の提出せし希望條件は不幸否決せられたるを以て、本案に賛成はすれども其眞意は右希望條件に在る事を述へんと欲す、鐵の今日に於ける狀況は委員長や吉植君の説に詳かなければ之れを略し、吾人か『製鐵所は半官半民若くは民營に移すの目的を以て官業整理の調査を迅速に進行せんことを望む』と主張したる理由は、此一の官設製鐵所を如何に擴張發展せしむとも、帝國の駿々たる進歩に伴ふ能はず是非共民業の發達に俟たざるへからざること明かなり、民業を發達せしむるには此官營製鐵所は頗る妨害となるものなり、本員は過般委員會に於て官業の民業を妨害する理由四箇條を擧げたり、今其内の主たるもの述ぶれば第

一に官營製鐵所は國庫の金を資本とし、國家の信用を以て營業し、運轉資本に少しも顧慮する所なく、其原料は國家の力を以て契約せる大冶の鑄石を使用すといふ、民間に於て到底競争出來ざる利點を有せり、斯る有力なる製鐵所ある以上は民間に於て製鐵事業を起さんとするも能はざる所なり、今日の如く如何なる製品も盛に賣行く時は差支なけれども、商業界は浮沈常無きものなれば、盛況の後に沈衰の時期の來ることを覺悟し其平均を取りて設計せざるへからず、故に製鐵事業を起さんとせは先づ此官營製鐵所を潰し、民營とするか或は半官半民とするかを必要とす。次に官業の性質として活動の自由を束縛せらるゝ事なり、此鐵價騰貴の時に際し、民業ならは疾くにも増資するか社債を起すか、兎に角擴張計畫を立て、敢て六年と言はず直ちに實行せしなるへし、然るに官營なる爲め然る能はす、價格の數倍に奔騰せらるゝ見乍ら製鐵所より擴張意見を闇議に提出して容れられず、今年に至り製鐵所自身の收益を以て資源とすることを申立てゝ、茲に漸く議會に提出することを得たる次第なり、さればこれは是非共民營か官民共營とし民間資金を誘ひて其有利なる仕事を發達せしめ、軍器の獨立は勿論一般工業の基礎たる鐵の供給を満足にせざる可からずと考へ、吾人は此民營論を主張せるものなり、然るに委員會に於て此附帶條件の容れられさせりしは全く政略の爲と考ふるの外なし、由て本員は根本的意見の此點に在ることを述べて、本案に賛成するは條件付なることを言明するものなり。

岡崎久次郎君 唯今鈴木君は其の警告即ち民營説の否決せられたるは政略の爲と陳述せられたるか、本員は決して政略の爲に反対せず、之れは熟慮すべき問題にして、輕々民營に移すと決すべきものに非ざる故否決せるものなり、成る程實業界の仕事は民營を尊ぶべし、併し乍ら我國の鐵業の如く、民業として起るべきものが官業として始まりし變態の事業にては自から又其順序あり、若し此製鐵所を直ちに民間に移さはそれこそ却て民業の阻礙となる無きを保せず、何故ならば此製鐵事業は第一原料鑄石、第二大資力、第三石炭を要するに八幡製鐵所か總ての點に於て便宜利權を保有せるを以て、若し此儘之れを民間に移し更に民間資力を追加するならば、他の民業は之れか爲め阻礙せらるゝやも料られず、（敢て阻礙せらるとは言はず）現今製鐵所の設立計畫は各所に興りつゝあり、此等は愈利益を擧ぐるに五年七年の長期を要するものなるに、既に十分收益ある八幡製鐵所の在る以上は資本のそれに集中すること明白なる事實なり、斯くせは新設計畫を挫折せしむることな

きや、是れ吾人の鈴木君に賛成せざる所以なり。又氏は官業の運々として活動の鈍きことを説かれたるが、是れこそ民業競争の餘地を存するものなり、されば吾人は民業に反対はせざれども、即時に目的を定めて民營に移すと決定することは早急に失せすやと考へたり。殊に八幡製鐵所の唯一原料と仰く所の大治の鑄石は製鐵所との契約に本つくものなるが、若し民業となれば一旦解約して更に契約を結はざるへからず、其際彼に口實を與へ破約となること無きを保せず、又た軍器の獨立といふ事あり、由て今民營に移すことを決議すとも、或程度の阻害を來たすやも知れず、此等を考慮すれば決して反対する意味には非ざれども、先づ斯の如き決議を避け、現に武富大藏大臣が熱心に執掌せらるゝ官業調査委員會の調査を俟て之れを決せんと欲す、決して政略問題に非ざるなり。又吉植君は現今の鐵需要額百三十萬噸に對し政府の計畫が三十萬噸の増加に過ぎず、何故迅速に多量に製出せざるやと頗りに政府を攻撃せらるゝとも、物には順序あり先づ鑄石の問題よりして解消せざるへからず、政府の第三期擴張計畫は、四十年間に千五百萬噸の鑄石と八百萬噸の鐵鐵とを大治鐵山と漢治萍製鐵所より購買する契約を結び、之れを基礎として成り立ちしものなり、其契約が今より二年前に成立せしは、政府の達觀といふへし、或は前々政府の爲せし所なるやも料られず、是れを考へずして今日無暗に鐵を製造せよと迫るは謬れり。又吉植君は鐵價の調節をせよと言はるれども、或は前々政府の爲せし所なるやも料られず、是れを間に安く賣る理由なく、徒らに中間商人の腹を肥やすのみ、茲は需要供給の原則に従て進退せざるべからず、又其分配に至つては寧ろ滑稽に屬し、一方に船を半分、一方に橋梁を半分と、公平に分配する様な事の出来るものに非す。最後に農商務大臣に注意するは委員會の成案として提出したる四箇條の警告なり、之れは極めて重要な意味、極めて權威ある警告と承知せられたく、吾人は立憲的大臣が必ず吾人の希望を實行せらるべきを信するものなり。

討論終結

河野農商務大臣 吉植君を先頭として賛成の意味か反対の意味か種々の意見を伺へり、今少しく辯明すべし、第一に鐵價を調節せよとの註文は政府萬能主義より割出したる議論に非ずや、此時勢の進歩せる際、政府の力にて斯る事の出來るものか得ざるものか、大抵推察し得ることならん。次に無經綸無方針との非難は御隨意なれども、此點に付ては繰り返し説明したる

通り、製鐵方針に關し官業の部分は今回の第三期擴張を以て打切とし、此後擴張する意思なし、而して一面には官業の所分に付き委員會を開き講究中なり。又た期限の六箇年は長しと言はれたり、政府も今日の急場を救濟したきは山々なれども、鐵は唯徒らに出來るものに非す、出鑄量を幾何と見ても機械の設備を要し、其機械も海外に恃む所多く、現在の工場の敷地とても地形より直して掛らすはならず、如何にしても五箇年を要し、財政の關係上旁六箇年と決せし次第なり。鐵の製造は第一に先づ原鑄より考へざるへからず、製鐵所にては大治の鐵鑄を以て基礎とし、四十年間に千五百萬噸と別に漢治萍鐵廠製鐵八百萬噸を購買する契約なり、之れにて不足する部分は朝鮮より取寄せつゝあり、故に今後三十萬噸つゝ増加すれば恰好四十箇年にて盡くる勘定となり、是れ以上に擴張せんと欲せば新に鐵山よりして見出さるへからず、斯の如く原鑄の產出量が今回擴張の程度を決定する第一要素なり、次には八幡製鐵所の敷地を見れば明かなる通り是れ以上の作業を許さるなり、官業か右の如く種々制限せらるゝ故宜しからずとは數年來聞く所にして、政府も之れを察し官業整理委員會を設けたる次第なり。諸今後の鐵の供給は民間の企業を要すること勿論にして其事業獎勵を必要とす、而して現に所々に其計畫あり、然るに此企業の十分に出來ざる理由何れに在りやと云へば原料鑄石を得る事の困難なるに在り、本邦の事情として之れを内地に求むる能はず、否絶対に無きに非ざれども、製鐵の如き大事業は極めて豊富なる原料を基礎とせざるへからず、先年來政府は技師を派遣して内地及朝鮮各地を調査せしめたれども、相當の原料は未だ之れを發見せざるなり、此基礎定まりて後始めて企業する順序となるなり、尤も之は二百萬噸とか三百萬噸とか全國の需要に應する製鐵の方針に關する大體の議論にして、政府は其企業に對し參考となるべき資料を給せんとす、又た差當りの目的を以て企業する向には獎勵もし、助力もし、原料にも苦まざる様に世話し、殊に技師職工の優良なるを要する故其養成をも努むへく、事情の許す限り便宜を圖り、民間製鐵事業を獎勵せんとするものなり、政府は斯様の趣意にして決して無方針に放任するものに非す、此點に付て私は希望條件に異存無きを答へたり、又年限を縮める如きも、財政上の關係あるを以て確答する能はざれども、成るべく五箇年位に落成したき考なり。又吉植君の鐵價調節論は頗る奇怪に思ふ所なり、調節の方法は如何にする考なりや、例へば原板を造船所に賣るに其價を廉くするとても一般市價は低落するものに非ず、政府は多年製鐵所

に國費を投して維持し漸次損金をも埋合せたり、此所にて收益の考を去り需要者に分配せんと欲するも、前述の如く其方法宜しきを得ざれば却て弊害を

生すべく、寧ろ利益を國庫に收め、多年の間損失せし人民の負擔を減する方

合理に非ざるか、此等の點に關しては政府が決して無主義無方針に非ざることを聲明するものなり。

古谷久綱實氏質問 唯今農商務大臣の演説を聞き我國將來の鐵供給の方針を承りたるが、八幡製鐵所の擴張は是を以て終了し後は民業の獎勵をなすと聽取りたり、果して然るや、而して其獎勵の方法として種々ありと述へられ、資金、原鑛、技術の三者に關し獎勵を與へらるゝ如く承りたり、されば茲に製鐵會社を新設するものあらば、政府は之れに補給利子にても與ふる積なりや、鑛石の援助とは具體的に如何なることをせらるゝにや、技術に關しては八幡に熟練なる技師澤山ありと述べられし様覺ゆるか、或は之れを民間に貸與へらるゝにや、又設計上に付ては設計書にても製鐵所に持參すれば見て貰へるものにや此等の點を承りたし。

河野農相答辯 資本の補助と云ふ事は私は申さず、鑛石の量は之れを調査して民間企業者の設計の基礎を供給すべく、技術者の養成等に付ても及ぶたけの力を注ぐへしと雖、資金は補助するともせぬとも言はず、又設計に關し製鐵所に廻附して意見を求めるならば、其信する所を以て御相談に應することあるへし。

右答辯了り採決の結果満場總起立して政府案を可決せ

り。

帝國議會に對し、夫れく進言する所ありたり。

覺書

鐵鋼材の缺乏は萬般工業の進歩を阻害すること極めて大にして、延いて國防の基礎を危うするものなり、今や歐洲の戰亂は殆んど物資の輸入を杜絶せしめ、爲めに本邦は將に鐵鋼材の飢餓に遭遇せんとす、此秋に際し製鐵所第三期擴張は最も時宜に適するの處置なりと信すれども我邦工業の獨立を鞏固ならしむるには、更に進んで鐵鋼材を永遠に自給するの策を講せざる可からず、然れども此事業たる其關聯する處極めて廣く、到底一部爲政者の意見のみを以て決すへきものに非す、彼の枝光製鐵所擴張計畫の如きも、其内容に至りては尙考量の餘地ありと稱するものあり、故に此際政府は廣く有識の士を網羅せる製鐵事業調查會を組織し、慎重審議以て鐵鋼材獨立自給の策を立てられんことを望む。

○鐵及鋼に關する特許

特許局發行の特許公報一月七日發行の分より以降の中に就き鐵及鋼に關係あるものを摘記すれば左の如し。

第二八七四三號(大正四年三月二十四日出願
大正四年十二月十一日特許)

特許權者 東京府 田中秀治

銑鐵に砲金又は眞鍮を接合はす法

は今回更に左記覺書に記せる如く官民合同の製鐵調查會を組織するの要ありと爲し、農商務大臣其他關係各省大臣及

發明の性質及び目的の要領 此發明は銑鐵と砲金又は眞